

磐井の乱の再検討

荊 木 美 行

〈要旨〉 継体天皇朝に勃発した磐井の乱については、『古事記』『日本書紀』や『筑後国風土記』逸文に記述があるほか、『国造本紀』にもわずかながら記載されるなど、六世紀前半の事件としては関聯史料に恵まれている。とくに、『古事記』は、武烈天皇以下推古天皇に至るまでの部分は、政治的事件にふれた記述はほとんどない。そうしたなか、継体天皇段にみえる磐井の乱は異例の言及といつてよい。小論は、これまでの研究の蓄積を踏まえながら、これら諸史料の相互の関聯性や信憑性について再考したものである。卑見によれば、この乱に関する史料としては、『古事記』の記録する内容が、本来の素朴な伝承としてもっとも信頼がおけると思う。『日本書紀』は乱の詳細を記録するが、その勃発を当時の調整半島情勢と結びつけて説明する点などに疑問が残る。また、風土記の記載は、磐井の墓とみられる岩戸山古墳に関する貴重な記録ではあるが、八世紀前半に採訪されたもので、そこにみえる伝承もどこまで二百年前の実情を伝えたものかは疑わしい点もある。ただ、こうした伝承は、風土記の撰者の創作などではなく、あくまで現地で採録されたものであろう。

〈キーワード〉 筑紫君磐井、古事記、日本書紀、筑後国風土記、岩戸山古墳

はじめに

磐井の乱の史料 継体天皇朝（以下、便宜的に「天皇」の用語を用いる）に勃発した磐井の乱については、『古事記』『日本書紀』や『筑後国風土記』逸文に記述があるほか、『国造本紀』にもわずかながら記載されるなど、六世紀前半の事件としては関聯史料に恵まれている。とくに、『古事記』は、武烈天皇以下推古天皇に至るまでの部分は、天皇の系譜的記載や宮都・崩年・陵墓などをかんたんにしるだけで、政治的事件にふれた記述はほとんどない。そうしたなか、継体天皇段にみえる磐井の乱は異例の言及といつてよい。『古事記』がこれを掲げた理由については、のちほどあらためて考えたいが、磐井の乱は、多くの人を巻き込んだ、継体天皇朝の重大な事件であり、当時のひとびとの脳裏に強く焼きついていたのであろう。

この乱についてはすでに論じ尽された感があるが、なお議論の餘地がある問題点も残されている。よって、小論では、この事件を伝える史料を再検討してみたい。

一、『日本書紀』と磐井の乱

継体天皇紀にみえる磐井の動向 はじめに、磐井の乱そのものについて克明にしるした『日本書紀』から取り上げたいが、継体天皇二十一年六月条から二十二年十二月条にかけて、つぎのような記事がみえている。

廿一年夏六月壬辰朔甲午。近江毛野臣率衆六萬。欲住任那。為復興建新羅所破南加羅・喙已吞。合任那。於是筑紫国造磐井。陰謀叛逆。猶預経年。恐事難成。恆伺間隙。新羅知是、密行貨賂于磐井所。而勸

防遏毛野臣軍。於是磐井掩拋火・豊二国。勿使修職。外邀海路。誘致高麗・百濟・新羅・任那等国年貢。内遮遣任那毛野臣軍。乱語揚言曰。今為使者。昔為吾伴。摩肩觸肘。共器同食。安得率爾為使。俾余自伏備前。遂戰而不受。驕而自矜。是以毛野臣乃見防遏中途淹滯。天皇詔大伴大連金村・物部大連鹿鹿火・許勢大臣男人等曰。筑紫磐井反。掩有西戎之地。今誰可將者。大伴大連等僉曰。正直・仁勇。通於兵事。今無出於鹿鹿火右。天皇曰。可。

秋八月辛卯朔。詔曰。咨。大連。惟茲磐井弗率。汝徂征。物部鹿鹿火大連再拜言。嗟。夫磐井西戎之奸猾。負三川阻而不庭。憑山峻而称乱。敗德反道。侮慢自賢。在昔道臣。爰及室屋。助帝而罰。拯民塗炭。彼此一時。唯天所贊。臣恒所重。能不恭伐。詔曰。良將之軍也。施恩推惠。恕己治人。攻如河決。戰如風發。重詔曰。大將民之司命。社稷存亡於是在乎。勗哉。恭行天罰。天皇親操斧鉞。授大連曰。長門以東朕制之。筑紫以西汝制之。專行賞罰。勿煩類奏。

廿二年冬十一月甲寅朔甲子。大將軍物部大連鹿鹿火。親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡。旗鼓相望。埃塵相接。決機兩陣之間。不避萬死之地。遂斬磐井。果定疆場。

十二月。筑紫君葛子恐坐父誅。獻糟屋屯倉。求贖死罪。

(読み下し文)

二十一年の夏六月の壬辰の朔にして甲午に、近江の毛野臣衆六萬を率て任那に往き、新羅に破られたる南加羅・暎己吞を復興建て、任那に合せむとす。是に筑紫国造磐井、陰に叛逆を謀り、猶預して年を経、事の成り難きことを恐り、恠に間隙を伺ふ。新羅、是を知り、密に貨賂を磐井が所に行りて、毛野臣の軍を防遏することを勧む。是に磐井、火・豊二国に掩拋して、修職せしめず。外は海路に邀へて、高麗・百濟・新羅・任那等の国の年に貢職

磐井の乱の再検討（荆木）

船を誘致し、内は任那に遣せる毛野臣の軍を遮り、乱語揚言して曰く、「今こそ使者にあれ、昔は吾が伴として、肩を摩り肘を触りつつ、共器して共に食ひき。安にぞ卒爾に使と為り、余をして備が前に自伏はしむること得むや」といふ。遂に戦ひて受けず、騎りて自ら矜る。是を以ちて毛野臣乃ち中途に防遏せられて淹滯す。天皇大伴大連金村・物部大連鹿鹿火・許勢大臣男人等に詔して曰はく、「筑紫の磐井反きて、西戎の地を掩有てり。今し誰か將たるべきぞ」とのたまふ。大伴大連等僉曰さく、「正直・仁勇にして、兵事に通じたるは、今し鹿鹿火の右に出づるひと無し」とまをす。天皇の曰はく、「可し」とのたまふ。

秋八月の辛卯の朔に、詔して曰はく、「咨、大連、惟茲の磐井率はず。汝祖きて征て」とのたまふ。物部鹿鹿火大連再拜みて言さく、「嗟、夫れ磐井は西戎の狡猾なり。川の阻を負みて庭らず。山の峻に憑りて乱を称ぐ。徳を敗りて道に反き、侮慢して自ら賢なりとおもへり。在昔、道臣より爰に室屋に及るまでに、帝を助けて罰ち、民を塗炭に拯ふ。彼此一時なり。唯天の賛くる所は、臣が恒に重みする所なり。能く恭みて伐たざらむや」とまをす。詔して曰はく、「良將の軍するや、恩を施し恵を推し。己を怒りて人を治め、攻むること河の決くるが如く、戦ふこと風の發つが如し」とのたまふ。重ねて詔して曰はく、「大将は民の司命なり。社稷の存亡是に在り。勗めよや、恭みて天罰を行へ。天皇親ら斧鉞を操りて、大連に授けて曰はく、長門より以東は朕制らむ、筑紫より以西は汝制れ。賞罰を専ら行へ。頻きて奏すことにな煩ひそ」とのたまふ。

二十二年冬十一月の甲寅の朔にして甲子に、大将軍物部大連鹿鹿火、親ら賊帥磐井と筑紫の御井郡に交戦す。旗鼓相望み、埃塵相接げり。機を兩陣之間に決して、萬死之地を避らず。遂に磐井を斬りて、果して疆場を定む。十二月に、筑紫君葛子父の坐りて誅されむことを恐り、糟屋屯倉を獻りて、死罪を贖はむことを求む。

これによれば、かねてより叛逆の企てのあつた磐井は、継体天皇二十二年六月に新羅に敗れた南加羅・喙己吞を復興し

任那に併合するために、朝鮮半島に渡ろうとした近江毛野の軍勢を遮ったという。いっぽう、派兵を察知した新羅は、磐井に賄賂を贈って、毛野軍の沮止を依頼した。継体天皇は、叛乱を鎮圧するために、物部麁鹿火を派遣。麁鹿火は筑紫の御井郡において磐井の軍と交戦し、ついに磐井を斬殺する。『日本書紀』はこれを継体天皇二十二年十一月条にかけているので、この年紀のとおりだとすれば、磐井の乱は勃発から終熄までじつに一年五箇月も要したことになる。

その後、継体天皇二十二年十二月条によれば、磐井の息子葛子が、父の罪に連坐して死罪を蒙ることを恐れて糟屋の屯倉を献上したという。のちに詳しくのべることだが、磐井の墓の有力候補とされる古墳に福岡県八女市の岩戸山古墳がある。この岩戸山古墳をふくむ八女古墳群（吉田小群）では、岩戸山古墳以降も、六世紀末ごろまで乗場古墳や鶴見山古墳が築造されているが、乗場古墳は、この葛子の墓の可能性が大きいとされる古墳である（小田富士雄『磐井の反乱』鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』第三卷〈角川書店、昭和四十五年二月〉所収、一六四頁・柳沢一男『筑紫君磐井と「磐井の乱」』新泉社、平成二十八年八月）八五頁）。

乱の勃発は五二七年か 以下、継体天皇紀の記述について考えてみたいが、まず問題となるのが、記事そのものの信憑性である。磐井の乱については、懐疑的なみかたがはやくからあったが（津田左右吉『日本古典の研究』下巻〈岩波書店、昭和二十五年二月〉、のち『津田左右吉全集』第二卷〈岩波書店、三十八年十一月、引用はこれによる〉所収、一〇三〜一〇四頁）、その後も、いろいろな角度からこの史料の検証が進められている。

記事の信憑性に関聯して最初に考えなくてはならないのが、乱の年紀である。

前述のように、『日本書紀』は継体天皇二十一・二十二条にかけてこの事件をしるす。これは、西暦五二七・五二八年にあたる。『日本書紀』の語るところによれば、磐井の乱は毛野の任那派遣と密接にかかわっている。とすれば、いつ南加羅・喙己吞が新羅に併呑されたかは重要である。

ところが、すでに山尾幸久氏が指摘されたように（文献から見た磐井の乱 田村圓澄・小田富士雄・山尾幸久『古代最大の内戦 磐井の乱』〈大和書房、昭和六十年二月〉所収、のち山尾氏『日本古代の国家形成』〈大和書房、昭和六十一年六月〉再収、引用は後者による）、新羅が南加羅・喙己吞を併呑したのは、『三国史記』『三国遺事』では五三二年。『日本書紀』がこれを五二七年のこととして掲げるのは不審である。しかも、『日本書紀』は天皇の崩御の年も、継体天皇二十五年説を退けてあえて『百濟本記』によって二十八年としている。そこから、山尾氏は、磐井の乱もこれらの出来事と同様、三年繰り下げて、五三〇・五三一兩年のこととすべきだといわれる。

継体天皇紀の年紀に錯簡があることは、はやくから指摘されている。前述の崩年にしても、「或本」を引いて二十五年説を紹介しながらも、あえて『百濟本記』によって二十八年としているし、天皇が大和入りまでに二十年を要したことについても、七年説を併記している。その意味で、継体天皇紀の国内記事の年紀は不審な点があり、坂本太郎氏も指摘されたように、「百濟本記から出た記事の部分は別として、国内の事実を記した部分については、すべて信用することができない」のである（『継体紀の史料批判』『國學院雜誌』六二九、昭和三十六年九月、のち『坂本太郎著作集』第二卷〈吉川弘文館、昭和六十三年十二月〉所収、引用は後者による。三四一～三四二頁）。

氏は、「国内の記録には年紀が全くなかったか、あつたにしても確実性の乏しいものであつた」とされるが、三品彰英氏などもおなじ考えで、磐井の叛乱は『古事記』の所伝のように継体天皇の御代のこととして古くから伝えられていただけで、年次不明の所伝だったとみておられる（三品彰英『継体紀』の諸問題 同氏編『日本書紀研究』第二冊〈塙書房、昭和四十一年一月〉所収、二九頁）。これらの研究を参照すると、『日本書紀』の年紀を鵜呑みにすることにはいささか躊躇いを覚える。

ついでにいうと、三品氏は、継体天皇二十一年六月条に「於是筑紫国造磐井。陰謀叛逆。猶預経年」の「於是」という接続詞的な用語は、別系の史料との継ぎ目であり、『古事記』には近江毛野の名がみえないことを指摘される。そ

して、「本来は毛野臣と磐井の話は別々の伝説であったかもしれ」ず、両者を関聯づけたのは『日本書紀』編編者の作文」であるという説を唱えておられる（『日本書紀朝鮮関係記事考証』下巻 今山舎、平成四年十二月 二二一～二二二頁、なお三品氏前掲論文、二四～二八頁も参照）。

こうなると、そもそも、近江毛野の派兵が乱のほんとうの発端であったのかも疑わしい。さらに、山尾氏は、南加羅・喙己吞の併呑の年紀によって、磐井の乱を三年繰り下げられたが、乱の契機が南加羅などの恢復をめざす近江毛野軍の出兵だったとすれば、たとえ「庚戌年（五三〇）」に繰り下げたところで、南加羅滅亡の壬子（五三三）以前だという矛盾は解消しないのである（亀井輝一郎「磐井の乱の前後」新版『古代の日本』第三巻〈角川書店、平成三年十一月〉所収、一四九頁）。

もつとも、『三国史記』新羅本紀第四には、法興王十一年（五四四）、王が巡行して南部国境地帯の勢力を拡大したことがみえるので、この時点ですでに新羅が南加羅・喙己吞を圧迫していたことは事実である。近江毛野の派兵がそれを受けてのことだとすれば、それはそれで筋が通るのである（末松保和『任那興亡史』〈大八洲出版、昭和二十四年二月〉、のち『末松保和朝鮮史著作集』全川弘文館、平成八年七月、引用はこれによる）所収、九五頁参照）。

毛野の任那出陣と磐井の叛乱を別個の記事とみる三品氏も、「半島関係の軍事には筑紫の諸氏族が常に関与しているから、磐井のような有力者が無関係であったはずはあるまい。とすれば、磐井と毛野臣の指揮権争いの話もあり得てよいこと」とし、「筑紫君国造磐井が新羅・任那などの貢職の船を誘致して、大和側の加羅経営に対抗したとする書紀撰者の見解は、必ずしも的はずれではない」とのべておられる（三品氏前掲書、二二一～二二二頁）。たしかに、ここにみえる貢職船誘致の話などは、欽明天皇三十一年条にみえる、道君が高句麗使の貢物を詐取した事件を彷彿させる（鎌田元一「国土の統一」岸俊男編『王権をめぐる戦い』〈中央公論社、昭和六十一年十一月〉所収、のち鎌田氏『律令国家史の研究』〈塙書房、平成二十年二月、引用頁はこれによる）所収、七〇～七二頁）。また、継体天皇二十一年条には潤色もあるが、このあとふれる「乱語揚言」のような、真に迫つ

た描写もあるので、毛野と磐井の「絡み」がことごとく造作とは思えない。そう考えると、『日本書紀』編者が両者を関聯つけて書いているのも、まったくの臆測ではなかったかも知れない。

継体天皇二十二年十二月条には、糟屋屯倉を献上した記事がみえている。この屯倉は博多湾の東部の湾岸地域である。こうした海上交通の要衝の地をヤマト政権に献じたことはそれなりに意味のあることであって、あるいは、筑紫君は、ここを拠点に新羅と通じていたのかも知れず、その地を差し出すことは、朝鮮半島との交渉を放棄した意思表示とみることも可能である。

磐井の立場　そこでつぎに、右にあげた「乱語揚言」についてみておこう。継体天皇紀の叙述において、乱の性格ともかわって見逃せないのは、毛野の軍勢を遮って磐井が彼に放った、「今為^レ使者。昔為^レ五伴。摩^レ肩触^レ肘。共器同食。安得^四率爾為^レ使。俾^三余自^二伏備前。」という暴言である。

山尾氏は、「このことばがどれくらい信用できるかということはかなり問題で、分かるのは、せいぜい『日本書紀』の編纂者の磐井についての見方で」として、『日本書紀』編者は、「若い時代の磐井が、近江毛野と一緒に大王の宮廷に仕えていたことがあった」と理解していたと考えておられる（山尾氏前掲論文、一二四〜一二五頁）。そして、このやりとりから、磐井が若いころに河内か大和の宮廷において大王の勅負（大王親衛隊）として長らく滞在したことが推測できるといふ。

筆者も、この発言が、実際の磐井の発した言葉をそのまま写し取ったものとは思わない。第一、前述のように、ほんとうに近江毛野が磐井の軍と対峙したかも知れない。

水谷千秋氏は、こうした磐井の発言が、帝紀に依拠したとみられる「不^レ從^三天皇之命^二而。多^レ无^レ礼^一」¹「豪強暴虐。不^レ偃^二皇風^一。」といった『古事記』や『筑後国風土記』逸文の表現と符合するところから、帝紀の所伝をもとに創作された

可能性があるとしておられる（『継体天皇と磐井の乱』『継体天皇と古代の王権』（和泉書院、平成二年十月）所収、二四六頁）。筆者は、氏が、『筑後国風土記』の文が『古事記』（あるいはかそのもとになった帝紀）にもとづくとする推測は根拠に乏しいと思うが、『日本書紀』にみえる発言の内容を「創作」と言い切ることはためらいを覚える。

かりにこれが『日本書紀』編者の造作だとしても、編者が磐井と毛野の関係を「共器同食」の間柄と認識した上での作文だと考えれば、たんなるフィクションとして片付けてしまいうけにはいかない。長山泰孝氏も、「この言葉が磐井が反乱に起ち上った真相を衝いたものとして宮廷人に認識されていたことは、事実とみとめてよいだろう」との見解を示しておられるが（『前期大和政権の支配体制』『日本歴史』四三三、昭和五十九年五月、のち長山氏『古代国家と王権』（吉川弘文館、平成四年十月）所収、引用は後者による。七五頁）、筆者も同意見である。

もつとも、磐井の発言にある「共器同食」が「鞞大伴」として中央に奉仕することを指すのかは（山尾氏前掲論文、二二四～二二八頁）、検討の餘地がある。長山氏によれば、継体天皇朝以前のヤマト政権（長山氏はこれを「前期大和政権」と称する）の政治体制は、たんなる畿内豪族を中心とする聯合政権ではなく、有力首長相互の全国的な同盟関係にもとづいていたという。そして、地方豪族も朝廷に出仕して、外交や軍事に起用され、中央豪族とともに国政に参与することがあったという（長山氏前掲論文、六〇～七八頁）。

こうした氏の構想を参考にすれば、「共器同食」の発言も朝貢として奉仕をいうのではなく、いまま少重要な立場でヤマト政権に仕えていたことをいったものだと考えられる。ただ、長山氏は、この発言には、それまで首長聯合的な政治体制から大王の専制君主化を進めつつあるヤマト政権に対する地方豪族層の不満がこめられているとされるが（長山氏前掲論文、八二頁）、そこまで読み取ることが可能かは一抹の不安が残る。

筑紫は「地域国家」か　ところで、これまで小論では、とくに断りもなしに、「磐井の乱」「磐井の叛乱」という表現を

用いてきたが、「共器同食」に關聯して、この用語にも言及しておく。

これらの用語は、継体天皇紀に「陰謀_二叛逆_一」「筑紫磐井反。掩_二有西戎之地_一」とあり、あるいは継体天皇記に「竺紫君石井。不_レ從_二天皇之命_一而。多_レ无_レ礼」とある記述から生まれたものであろう。

これに異を唱えたのが、森浩一氏である。氏は、「地域国家」論の立場から、磐井を「筑紫王」、すなわち「筑紫という地域国家の王」とみ、「地域国家の王としての磐井の立場では、侵入者と戦うことは当然の行為である」として、「乱」「叛乱」という表現を捨てて「継体・磐井戦争」という用語を採用しておられる（『敗者の古代史』〈中経出版、平成二十五年六月〉一六四〜一六八頁）。磐井の乱が「叛乱」というにことばに値するかどうかを疑問視する声はそれ以前からあり、たとえば、鬼頭清明氏は「磐井の側も、大和政権に対する一定の身分秩序の一部を構成していたかも知れないが、北九州一円を支配する相対的自立性をもった政治権力として大和政権と戦ったのではないだろうか」（『日本民族の形成と国際的契機』『大系・日本国家史』第一卷〈東京大学出版会、昭和五十年九月〉一〇〇頁）といい、また、直木孝次郎氏も「磐井戦争といってもよい」（井上光貞他『国家成立の謎』〈平凡社、昭和五十五年四月〉所収、一三四頁）とのべておられる。

記紀編者の主観からの脱却を唱える森氏の姿勢には賛意を表するが、しかし、はたして、門脇禎二氏のいう「地域国家」なる概念は認められるであろうか。磐井の乱の史料批判という小論の主旨からはいささか逸脱するが、ことは磐井の乱の評価にもかわるので、以下はしばらくこの問題について考えてみたい。

ここにいう「地域国家」論は、門脇氏が「古代社会論」（『岩波講座日本歴史』第二卷〈岩波書店、昭和五十年十月〉所収）以来、本格的に提唱してこられた独自の構想である。すなわち、氏は、統一国家が形成されるのは六世紀中頃以降のこととして、それ以前を地域国家の段階と定義し、ヤマト地域国家（いわゆる「ヤマト政権」を指す）とともに、筑紫や吉備や毛野などの地域国家が併存していたとされる。むろん、氏は、ヤマト地域国家の、他の地域国家に対する相対的な優位性を否定してお

られるわけではないが、あえて「国家」ということばを採用していることからわかるように、ヤマト地域国家に対しかなりの独自性をもっていたことを認めておられるのである。

ここで門脇氏の「地域国家」論を詳しく論じる餘裕はないが、年来の疑問を二つあげておく。

第一は、磐井が「君（公）」というカバネを有している点である。カバネは、原初的には身分の高い家の人々に対する尊称であっただろうが、それは次第に序列化され、やがてはヤマト政権が従属的政治集団の首長らに与えた称号となり、磐井の時代にはすでに定着していたものである。それを磐井自身が授けられていることは、彼がヤマト政権に従属していたかぬ証拠である。

第二に、前方後円墳である。この点は、さきの都出比呂志氏の論文（『前方後円墳体制と地域権力』門脇植二編『日本古代国家の展開』上巻〈思文閣出版、平成七年十一月〉所収）や中司照世氏の研究（『考古学から見た四・五世紀のヤマト政権と吉備（前編）』吉備の動静に言及する前に「『つどい』二九七、平成十二年十月）に詳しいので、それによる。

よく知られているように、前方後円墳は、単なる墓ではなく、当時の王権の首長を軸とした聯合政権の共通のシンボルとしてつくられた、きわめて政治的色彩のつよい記念物である。それは、前方後円墳が、出現当初から、一定の規格性をもっており、埋葬施設や副葬品などに共通した特色をもっていることから立証される。しかも、こうした前方後円墳の分布が、かなりの範囲におよんでいるところから、古墳時代前期には、すでに西日本規模の政治的聯合体が形成されており、さらにその中軸的な存在として、大和を中心とする政治集団の存在を想定することが可能である。この大和を中心とする政権の最高首長は、三輪山周辺・曾布・葛城・河内南部・和泉北部など大和と河内の勢力を中心に、南山城・乙訓・三島野なども加わった畿内（当時はまだ畿内という概念は存在しなかったが、ここでは便宜上使用）各地の政治集団の聯合体によってささえられており、さらにそれが西日本各地の地域政権とも聯合していたと考えられている。つまり、古墳こそは、ヤマ

ト政権と各地の首長の政治的関係を反映したものである。

門脇氏は「各地における巨大古墳造営にみる新しい葬送儀礼のうけいれは、そのまま地域の王（あるいは豪族）がヤマト国家の「国造」的従属に入ったことの表示とみられがちだが、実はそれは確認されたことではない」（門脇氏前掲論文、三四〇頁）とされたが、やはり、前方後円墳はヤマト政権を軸とした聯合政権の共通のシンボルととらえたほうが無理がないように思う。

以上の二点から、この時代の地方の政治集団の首長は、ヤマト政権と同盟的な服属関係を結んでいたとみるべきである。鬼頭氏は、こうしたカバネや古墳（前方後円墳）について、磐井が「何らかの関係を大和政権との間に保持したことは推定してよからう」（日本民族の形成と国際的契機）〈前掲〉九九頁、傍点＝荊木）とその評価に消極的だが、これはやはり「従属的な政治聯合」と表現するのが妥当であろう。その意味において、「それをあえて地域国家といわなくとも、地域権力と表現し、その史的意義を主張することで、十分にその目的は達しうる」し（都出氏前掲論文、六九頁）、やや厳しい表現をとれば、かかる用語の濫用は、「国家あるいは王権に対する無理解から発した」発想だといわざるをえない（長山泰孝「国家形成史の一視角」『大阪大学教養部研究集録』人文・社会科学第三二輯、のち長山氏『古代国家と王権』〈前掲〉三三三頁及び前掲論文、七六頁参照）。それゆえ、記紀編者の史観とはべつに、磐井の行為をヤマト政権の地方支配とのかわりで「叛乱」と呼ぶことも、あながち不適切ではあるまい。小論が、森氏の提唱する「戦争」の用語によらず、あえて旧来からの用語によったのは、もっぱら当時のヤマト政権と筑紫の政治集団との関係を考慮してのことである。

『藝文類聚』の影響 さて、つぎに取り上げたいのは、当該記事における文飾の問題である。

これも、すでに河村秀根『書紀集解』が指摘していることであるが、継体天皇紀二十一年八月条から翌二十二年十一月条にかけては漢籍による、夥しい潤色がある。当該条には、

秋八月辛卯朔。a 詔曰。咨。大連、惟茲磐井弗率。汝徂征。物部麁鹿火大連再拜言。b 嗟。夫磐井西戎之峽獠。負川阻而不庭。c 憑山峻而称乱。d 敗德反道。侮勿自賢。e 在昔道臣。爰及室屋。助帝而罰。拯民塗炭。彼此一時。唯天所贊。臣恆所重。能不恭伐。詔曰、f 良將之軍也。施恩推惠。怒己治人。攻如河決。戰如風發。重詔曰。g 大将民之司命。社稷存亡。於是乎在。h 勗哉。恭行天罰。i 天皇親操斧鉞。授大連曰。j 長門以東朕制之。筑紫以西汝制之。專行賞罰。勿煩頻奏。

廿二年冬十一月甲寅朔甲子。大将軍物部大連麁鹿火。親与^二賊帥磐井^一交^二戰於筑紫御井郡^一。k 旗鼓相望。埃塵相接。決^二機兩陣之間^一。不^レ避^二萬死之地^一。遂斬^二磐井^一。果定^二疆場^一。(後略)

とあるが、傍線を施した a ~ k の部分はいずれも中国の典籍の文章を多少改変して綴り合わせたものだという(小島憲之『上代日本文学与中国部文学』上(塙書房、昭和三十七年九月)三八八~三八九頁ほか)。たとえば、a は『尚書』に「帝曰。咨禹。惟茲有苗弗率。汝徂征」とあるものに一致し、また、g も『抱朴子』に「大将民之司命。社稷存亡。於是乎在」に一致するといったたぐいである。

ただ、こうした潤色は、中国の古典を原文ではなく、『藝文類聚』によったことが、小島氏によってあきらかにされている(前掲書、一一四~一三三頁)。欧陽詢の『藝文類聚』は七世紀前半に出来た中国の類書の一つで、現存しない詩文を多数引用していることで知られる。日本にもはやくから齎され、『日本書紀』編者も利用したようである。

山尾氏は、潤色を理由に、右の二十一年八月一日条は「歴史的な事実を推測する際に、根拠としてはあまり役に立たない、証拠力がほとんどない」としておられるのであって(山尾氏前掲論文、一一〇~一一頁)、こうした意見を支持する研究者も少なくない。

たしかに、右の磐井の乱の記事も、漢籍による文飾の甚だしいことは誰もが認めるところである。ただ、筆者は、漢籍

によって文を成すことと、表現された内容が虚構かどうかはわけて考える必要があると思う。天武天皇紀上の壬申の乱の描写でも、漢籍による潤色（直接利用であれ、間接利用であれ）が夥しいことは、周知のとおりである。だからといって、壬申の乱の記述がフィクションだとはいえないように思う。『日本書紀』編者の脳裏には、こういう場面を描写したいというイメージがあり、それに合うような文例を探したということも想定できる。とすれば、出来上がった文章も、たとえ文飾があるにせよ、編者の抱くイメージに近いものだといえよう。さらにいえば、その文章の背後には核になる史実の存した可能性も考えられるのである。

たとえば、aの「惟茲磐井弗_レ率」という部分は、後述のように、この事件に関する事実を伝えていると思われる『古事記』の「竺紫君石井。不_レ從_二天皇之命_一而。多_レ无_レ礼」と共通している。だとすると、この一文もまったくの創作とはいえないのであって、記紀に共通する、天皇が服従しない磐井の征討を鹿鹿火に命じたという部分も（ただし、『古事記』では大伴金村も同行したとある）、なにか拠るべきものがあつたのかも知れない。

同様に、b「負川阻而不庭」やc「憑山峻而称乱」のような、磐井が地の利を利用したことについても、『日本書紀』編者の側にはなんらかの情報あつて、それにもとづく文飾だとも考えうるのである。

不思議に思うのは、どうしたことか、『日本書紀』編者がこの事件の描写に力を込めていることである（三言氏前掲書、二二三頁）。大仰な文飾もその一端だが、筆者がとくに注目したいのは、金村の派遣にかかわって三度出てくる継体天皇の詔である。これらの詔によれば、天皇は毅然とした態度で叛乱に臨んだかのごとくであり、あたかも継体天皇を顕彰するような書きぶりである。いったい、『日本書紀』は、継体天皇をすぐれた天皇として描いているが（これは、『日本書紀』の編纂にかかわった歴代天皇が、いずれも継体天皇の直系の子孫であることを思えば、ある意味当然であるが）、磐井の乱の描写もそれに通じるものがある。編者は、磐井の乱を詳述することによって、それを鎮定した継体天皇のすぐれた君主ぶりを、読むものに強く

印象づけようとしたのではあるまいか。

二、『古事記』の記載をめぐって

『古事記』の石井 以上、『日本書紀』についてみてきたが、磐井の乱のことは『古事記』継体天皇段にもみえている。此之御世。竺紫君石井。不_レ從_二天皇之命_一而。多_レ无_レ礼。故。遣_二物部荒甲之大連・大伴之金村連二人_一而。殺_二石井_一也。

(読み下し文)

此の御世に、竺紫君石井、天皇の命に従はずして、礼无きこと多し。故、物部荒甲之大連・大伴之金村連の二人を遣して石井を殺しき。

これは、前述のように、『古事記』としては珍しい記述だが、記紀を比較すると、『日本書紀』のほうがはるかに詳細である。『古事記』は、磐井が挙兵する直接のきっかけとなった近江毛野の任那派兵についてはまったくふれていない。坂本氏は、こうした『古事記』程度のこと「もとの事実の伝承であろう」として、「私は磐井の叛について事実として信ずるに足ることは、おそらくは帝紀からとったでもあろうこの古事記の記事に尽きている」(坂本氏前掲論文、三四四～三四五頁)とのべておられるが、筆者もおそらくそうだと思う。

すでに塚口義信氏が指摘されているように、『古事記』『日本書紀』がともにしるす歴代天皇の系譜や事蹟は、ともに六世紀中葉の欽明天皇朝に成書化された帝紀(いわゆる「原帝紀」)に依拠して書かれたものと考えられる(『原帝紀』成立の思想的背景『ヒストリア』一三三、平成三年十二月、一二〇頁・「武烈天皇の虚像と実像」『つどい』八七(平成七年十月)二～三頁)。したがっ

て、継体天皇についても、伊波礼の玉穗宮で天下を治めたこと、応神天皇の五世孫だったこと、手白香皇后をはじめ複数の后妃・皇子皇女がいたこと（ただし、記紀のあいだでは出入りがある）、摂津国の三嶋郡に葬られたことなどは、「原帝紀」に示るされていたと考えてよいであろう。

そもそも、継体天皇は六世紀前半の天皇であり、それは、「原帝紀」の編纂された欽明天皇朝から、たかだか数十年前の人物である。これは、けっして忘却されてしまうような遠い過去のことではないので、事実をいちじるしく歪めてしるすことなど不可能だったと思う。それゆえ、右にあげた記述は、かなり史実に近いとみてよいはずで、磐井の乱が、継体天皇朝に勃発した叛乱だったことも、基本的には事実と認めてよいであろう。しかも、記紀がともに継体天皇朝に決着がついたとしていることから判断すれば、この叛乱の鎮定が、欽明天皇朝まで持ち越されたとする山尾説（山尾氏前掲論文、一五〇～一五四頁）にはいささか無理があるように思う。

ただ、磐井の乱については、記紀の記述はかならずしもおなじではない。たとえば、『日本書紀』が物部麿鹿火を将軍としているのに対し、『古事記』では大伴金村とともに派遣したとなっているのが、それである。

この記述にかかわって興味深いのは、『日本書紀』継体天皇二十一年八月条において、天皇の命令に対する麿鹿火の答えのなかに「在普通臣。爰及三室屋。助_レ帝而罰。拯_レ民塗炭。彼此一時」とある点である。これは、大伴氏の祖先の功業を顕彰する文言であって、本居宣長が「物部氏の人の、他姓の大伴の祖の功をのみ申さむこと、あるべくもおほえず」と指摘するとおりである（『古事記伝』四十四之巻『本居宣長全集』第十二巻〈筑摩書房、昭和四十九年三月〉三九五頁）。おそらくは、『古事記』が伝えるような、物部麿鹿火・大伴金村の二人が派遣されたとする所伝があり、上の文言もそれと混乱したのであるろう。だとすると、金村が天皇に麿鹿火を推したとするくだりも、別系統の所伝か、『日本書紀』編者の脚色と考えられる。他の部分との関聯でいえば、後者の可能性が大きいと思う。

なお、山尾氏は、『古事記』武烈・継体天皇段が、

A 天皇既崩。無_レ可_レ知_二日繼之王。故品_二天皇之五世之孫。袁本_二杼命。而近_二淡海国。令_二上坐_一而。合_二手白髮命_一授_二奉天下一也。

B 品_二太王五世孫。袁本_二杼命。坐_二伊波礼之玉穗宮_一治_二天下_一也。(中略)

A' 此之御世。竺紫君石井。不_レ從_二天皇之命_一而。多_レ无_レ礼。故。遣_二物部荒甲之大連・大伴之金村連二人_一而。殺_二石井_一也。

B' 天皇御年肆拾參歲。丁未年四月九日崩也。御陵者三嶋藍陵也。

となつている点について、A'の部分は継体天皇の特異な即位事情であるAに対応した、特異な讓位事情として読み取ることができるとして、A'がたんに磐井の乱という、継体天皇朝の歴史的事件を記載したものでなく、それが天皇の退位(山尾氏は「退位」とみる)の原因であることを示しているのだという(山尾氏前掲論文、一五〇～一五四頁)。しかし、水谷氏も批判しておられるように(水谷氏前掲論文、二四〇頁)、『古事記』の文からそこまで読み取ることが可能かどうかは疑問である。

ちなみに、水谷氏は、山尾氏とはぎやくに、継体天皇は、乱に勝利したことで、名実ともに政權基盤を確立したのであり、乱は皇位継承にかかわる重大な事件として『古事記』に記録されたとみている(水谷氏前掲論文、二三九～二四〇頁)。

これはユニークな解釈だが、やはり疑問も残る。たしかに、『古事記』が継体天皇段に磐井(石井)の乱のことを掲げているのは異例のことであり、これは、A'にあげた即位の経緯に関する記述とともに、武烈天皇記以後では異色の記載である。このうち、「合_二手白髮命_一授_二奉天下_一也」という即位についての記述は、手白香皇女を王権の正統な後継者とみる『古事記』下巻の立場にもとづくものである。塚口氏によれば、こうした思想は、さらに溯れば、欽明天皇朝に編まれた「原帝紀」に淵源をもつもので、それは、一言でいえば、仁徳・履中天皇系王統を是として、允恭天皇系のそれを非とす

磐井の乱の再検討（荊木）

る思想だという。欽明天皇朝においては、畿外出身の継体天皇系のグループと、仁徳・履中天皇の流れを汲むグループとが対立しており（継体天皇の大和入りが遅れたことも、継体天皇陵が摂津に築かれたことなど、天皇にかかわる不審な記述も、こうした反目とのかかわりでとらえるべきであろう）、欽明天皇が「原帝紀」の編纂を思い立ったのは、その王統の正統性を主張するためだったと考えられる（塚口氏前掲論文、一二二～一二〇頁）。

そうなると、継体天皇記がわざわざ磐井の叛乱のことを掲げているのも、「合_二手白髪命_一授_二奉天下_一也」という記述とのかかわりでいえば、継体天皇政権の不安定さをアピールする意味合いがこめられているのかも知れない。ただし、これは確証のあることではない。この記事についてはひとまず、『古事記』における叛乱の記載は、帝紀が掲げる「治世の重要事項」の一例とみておきたいが（塚口氏前掲論文、一〇六頁）、この点については最後にあらためて考えることにする。

いずれにしても、記紀（さらには後述の風土記の伝承から）の記述から、継体天皇の治世に、当時、筑紫・豊・肥の広い地域にわたる地域政権の盟主的存在であった磐井君が、ヤマト政権に叛旗を翻し敗北したことは認めてよいと思う。叙述には出入りがあるものの、叛乱↓鎮圧という核心部分は史実であろう。ただ、乱がヤマト政権の朝鮮経営と連動するものだという『日本書紀』の説明は、ありそうな話ではあるが、その史実性の有無は判定がむづかしく、結局のところ、確実なのは『古事記』継体天皇段にもある、素朴な伝承のみということになる。

ちなみに、『先代旧事本紀』所収の『国造本紀』にも、かんたんであるが、磐井の乱に関連した記述があるので、あわせてここで確認しておく。

伊吉嶋造。磐余玉穗朝。伐石井従者新羅海辺人天津水凝後上毛布直造。

（読み下し文）

伊吉嶋造。磐余玉穗の朝、石井に従へる者新羅の海辺の人を伐つ。天津水凝の後の上毛布直の造なり。

短文で意を尽さないところもあるが、壹岐島造は磐余玉穗の朝（継体天皇朝）に磐井に従った者としての新羅海辺の人を伐ったという程度の意味であろうか。官軍側に加担して戦果をあげた祖先の功績をいつたものかとも考えられるが、そうなるのちの附会の可能性が大きい。いずれにしても、記紀との関聯もあきらかでないし、詳しいことは不明とするほかない。

三、『筑後国風土記』逸文の再検討

風土記の語るもの　ところで、『筑後国風土記』逸文には、磐井の墓とそれにかかわって乱の経緯とにふれた古老の言い伝えを記載している。記紀にみえる重要な事件が風土記にも語られる例は、神功皇后の新羅征伐や顕宗・仁賢天皇の逃避譚などがあるが、それほど多いわけではなく、その意味で、磐井に関する『筑後国風土記』逸文は貴重である。

あらかじめ断っておくと、この記事は、『釈日本紀』卷十三に「筑後国風土記曰」として引用される『筑後国風土記』の逸文である。

周知のように、九州地方の古風土記には、二つの種類の風土記が存する。現存『豊後国風土記』『肥前国風土記』をふくむグループを甲類、逸文のみが知られる別のグループを乙類と称している。それぞれのグループで書式や文体に統一性がみられ、おそらくは甲乙ともに、各地から提出されたものを大宰府において調整したのであろう。とくに、乙類については、『釈日本紀』に三箇所、「筑紫風土記曰」として引用される逸文が存在することから、あるいは「筑紫風土記」という総称をもって呼ばれたのかも知れない。

ただ、甲類・乙類の先後関係については依然として不明な点が多い。研究者のあいだでも容易に帰趨をみないが、筆者

磐井の乱の再検討（荊木）

は、乙類が甲類に先行するとみている（九州風土記の成立をめぐる『風土記研究』三三、平成二十三年六月、の拙著『風土記と古代史料の研究』〈国書刊行会、平成二十四年三月〉所収、なお廣岡義隆「乙類風土記から甲類風土記へ―九州風土記寸考―」菅野雅雄喜寿記念論集刊行会編『記紀・風土記論究』〈おうふう、平成二十一年三月〉所収も参照）。

甲類は、『日本書紀』を参照していることから、その成立は『日本書紀』の完成した養老四年（七二〇）以降のことなので、これとのかかわりからいえば、乙類は、和銅六年（七二六）にいわゆる風土記撰進の通達が出てから、比較的はやい時期に撰進されたものではないかとの推測が成り立つ。坂本太郎氏なども、「九州を総称した筑紫が他の諸国に対して一国に准ずるものと観念せられたことは古い慣行で」あることを実例をあげて示しつつ、「筑紫風土記の名を負った風土記が各国別々の名を負った風土記よりも古い」ことを指摘しておられる（『風土記と日本書紀』『史蹟名勝天然紀念物』二七―五、昭和十七年五月、のち『坂本太郎著作集』第四卷〈吉川弘文館、昭和六十三年十月、引用はこれによる〉所収、二四頁）。

もつとも、乙類は逸文に限定され、甲類との比較の材料に乏しいこともあつて、ぎやくに甲類が乙類に先んじて編まれたことを主張する研究者も少なくない。いずれをとるにしても、九州地方において風土記が二度編纂されたことは、動かしがたい事実である。

以上のことを踏まえたうえで、あらためて『筑後国風土記』逸文の「筑紫国造磐井」条をみてみよう。

筑後国風土記曰。上妻県。々南二里。有筑紫君磐井之墓。墳高七丈。周六十丈。墓田南北各六十丈。東西各卅丈。

石人石盾各六十枚。交陣成行。周二匝四面。当東北角。有二別区。号曰二衙頭。衙頭。政所也。其中有二石人。縦谷立

レ地。号曰二解部。前有二人。溶形伏レ地。号曰二偷人。生為偷猪。仍擬決罪。側有二石猪四頭。号曰二賊物。賊物。盜物也。彼処亦有二石

馬三疋。石殿三間。石蔵二間。古老伝云。「当雄大迹天皇之世。筑紫君磐井。豪強暴虐。不偃皇風。生平之時。

預造此墓。俄而官軍動發。欲襲之間。知勢不勝。独自遁于豊前国上膳県。終于南山峻嶺之曲。於是。官

軍追尋失蹤。土怒未泄。擊折石人之手。打墮石馬之頭。」古老伝云。「上妻県。多有篤疾。蓋由茲歟。」

(読み下し文)

筑後の国の風土記に曰ふ。上妻の県。県の南のかた二里に筑紫の君磐井の墓あり。墳の高さ七丈、周り六十丈、墓の田は南と北各六十丈、東と西と各四十丈、石人と石盾各六十枚あり。交に陣成行りて、四面を周匝れり。東北の角には一別区有り。号けて衙頭と曰ふ。衙頭とは、政の所也。其の中に一つの石人有り。縦谷地に立てり。号けて解部と曰ふ。前に一人あり。濬形に地に伏したり。号けて偷人と曰ふ。生あるとき猪を偷めり。仍ち罪なはれぬ。側方に石猪四頭有り。号けて賊物と曰ふ。賊物とは盗める物なり。その処に亦石馬三疋、石殿三間、石蔵二間有り。古老の伝へて云はく、「雄大迹の天皇の世にしも、筑紫君磐井、豪強く暴虐れて皇風に懼はず。生平なる時、預めに此の墓を造りをりけり。俄に官軍動発き襲はむとする間、勢の勝へずあるを知り、ひとり自ら豊前国の上膳の県に通れ、南の山の峻しき嶺の曲に終せけり。是に、官軍追ひ尋むる蹤を失ひけり。土の怒り泄さず。石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打ち墮しけり」といふ。古老また伝へて云はく、「上妻県に多く篤疾のあるは蓋し茲による歟」といふ。

「磐井の墓と岩戸山古墳 ここに引いた逸文は、『筑後国風土記』(あるいは『筑紫風土記』の筑後の部分)の上妻県(持統天皇紀四年九月条には古称の上陽怡郡が出る。廣岡義隆氏によれば、上妻はそれを三文字化したもので、『和名抄』の「加牟豆萬」の訓は後世の読みだという。現在の福岡県八女郡の一部)の一節で、県の南二里のところにあるという磐井の墓についての描写と、それにかかわる伝承を載せる。森浩一氏は「今日の考古学者が一つの古墳の概説を書いても、これほど見事には書けないと思うほど要点を漏らしていない」(森浩一『考古学と古代日本』〈中央公論社、平成六年三月 三七四頁)と絶賛したが、前半の古墳の形状の描写もさることながら、それにかかわる伝承を採訪している点も心憎い。

磐井の乱の再検討（荆木）

逸文の内容は二段にわけることが可能で、前半は、墓の規模や別区の存在、そこに配された石人石馬（石製表飾）の描写・観察である。また、後半は、これにかかわる古老の伝える伝承で、磐井の墓に関する古老の言い伝えを引いて、石人が手や頭を缺損している理由を、磐井の乱とのかかりで説明する。

以下、内容について、いまし詳しくみていきたいが、逸文前半で注目されるのは、磐井の墳墓について克明な記述があり、しかも、それに比定しうる古墳が現存することである。

江戸時代末期の嘉永六年（一八五三）に刊行された矢野一貞の『筑後将士軍談』が、八女市にある岩戸山古墳を磐井の墓にあてたが、当時は、おなじ八女丘陵の西端にある石人山古墳（旧八女郡広川町一糸）にあてる説が有力で、これを覆すには至らなかった。しかし、昭和十五年（一九四〇）ごろ、岩戸山古墳周囲の開墾にともなって、別区の存在が確認された。

そして、昭和三十一年には、森貞次郎氏が、磐井の墓は岩戸山古墳をおいてほかに考えたいことを発表し、以後、岩戸山古墳が筑紫君磐井の墳墓であるという説が定着した（『筑後風土記逸文に見える筑紫君磐井の墳墓』『考古学雑誌』四二―三、昭和三十一年二月・「磐井の反乱―古墳文化からみた磐井の反乱」井上辰雄編『古代の地方史』1 西海編〈朝倉書店、昭和五十二年九月〉所収、八女市史編纂専門委員会編『八女市史』上巻〈平成四年三月〉ほか）。

岩戸山古墳は、八女丘陵のほぼ中央に位置する巨大な前方後円墳で、墳丘長は一三八メートルにおよぶ。これは、六世紀前半の古墳としては、大阪府高槻市の今城塚古墳（墳丘長一八〇メートル）、群馬県藤岡市の七越山古墳（墳丘長一四〇メートル）につぐ第三の規模で、小規模化の傾向にある後期古墳のなかでは傑出した存在である。この点からみても、磐井君氏が筑紫を拠点に火・豊二国にまで勢力を及ぼしていた九州の雄であったことがわかる。

この墓が磐井の生前に築造されたものであるとする伝承があったことは、風土記の引く古老の言い伝えのなかに「古老伝云。当雄大迹天皇之世。筑紫君磐井。豪強暴虐。不_レ偃_二皇風_一。生平之時。預造_二此墓_一。俄而官軍動_レ発」とみえること

から判明する。実際に岩戸山古墳が寿陵かどうかは判断しがたいが、風土記では直下に「俄而官軍動発」という一文が続くので、不遜にも大王陵にも比肩しうる大規模な墳墓を造営したことがヤマト政権の逆鱗にふれたのではあるまいか。栗田寛氏は、これを蘇我蝦夷・入鹿父子の大陵・小陵造営になぞらえるが（『古風土記逸文考證』下〈大日本図書株式会社、明治二十六年六月二十五丁オ〉）、蓋し炯眼である。だとすると、『古事記』の「多^レ无^レ礼」という表現の意味するところもよく理解できる。ただし、これは、あくまで風土記の伝承が史実を反映していると假定しての立論である。

ところで、この古墳の周囲には周湟と周堤がめぐらされ、さらに後田部の周堤に接して、一辺四五^レの方形別区が存在する。これが、風土記にいう別区・衙頭にあたると考えられる。風土記には「墓の田〔マチは区劃の総称〕は南と北各六^十丈。東と西各四十丈なり」とあるが、墓域の南辺と北辺をそれぞれ六十丈とするのは、この別区までをふくめた長さに近い。

ちなみに、別区は岩戸山古墳独特の施設で、他に類例はないとされてきたが、旧豊前国内にあたる福岡県京都勝山町所在の八雷古墳が周溝外に別区を備えていたことが確認されている。同古墳は、南北に伸びる墳丘の全長が五八^レほどで、後田部の南側に別区が設けられている。古墳の所在地の勝山町はかつての上妻県で、風土記の引く古老の言い伝えでは、磐井は官軍の勢いに抗しきれなくなり遁れたのが豊前国の上膳県であったというから、岩戸山古墳・八雷古墳がともに別区を有していることは、両者の関聯をうかがわせる。

別区の用途は不明だが、中司照世氏のご教示によれば、前・中期古墳で、後田部に周溝を介さずに直接別区同様の方形区劃施設を附設するケースは、三重県伊賀市の石山古墳・福井県永平寺町の手繰ヶ城山古墳をはじめ、各地にあるといふ。とくに、石山古墳は、京都大学の報告書では「東方外区」と称されているが、墳丘と「東方外区」が接続したもので、正確には「外区」ではなく、いわゆる後田部附設の方形区劃である。

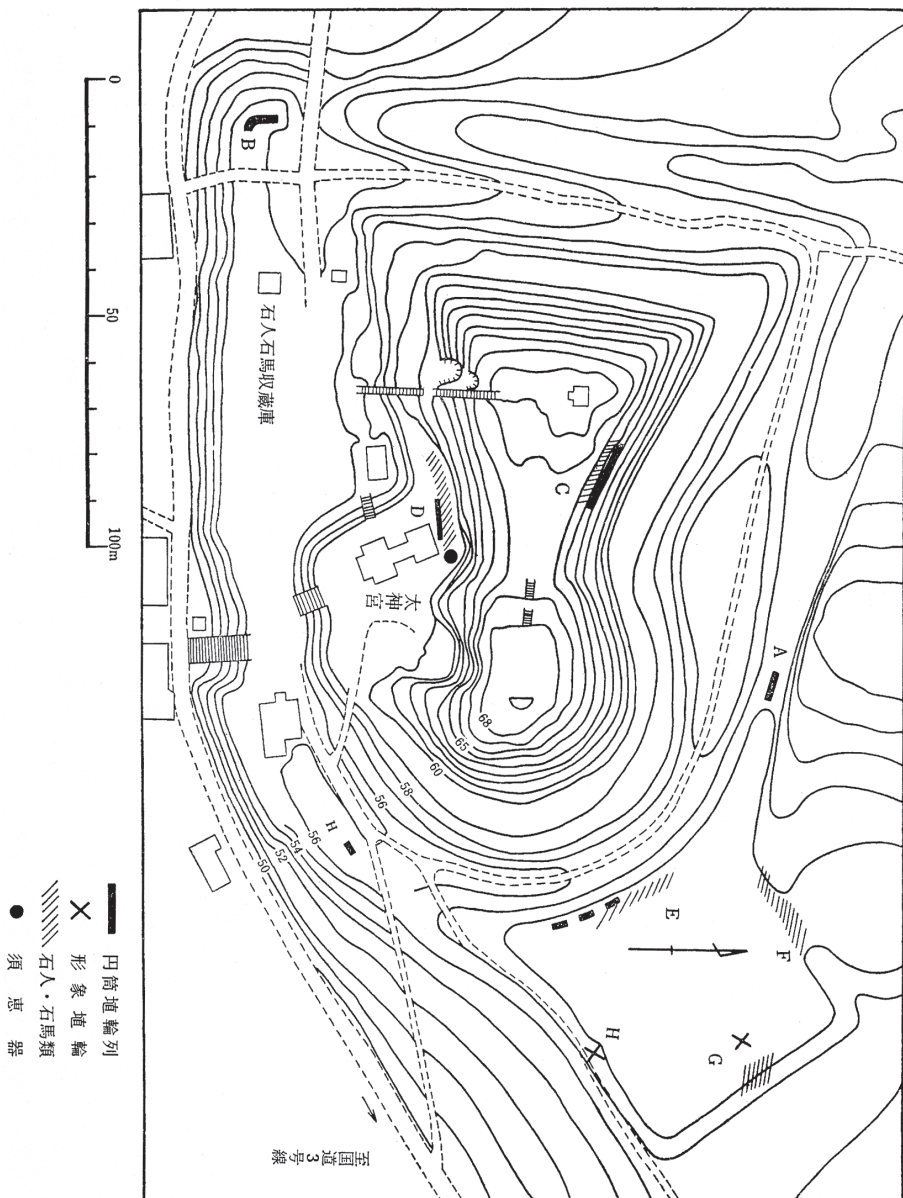
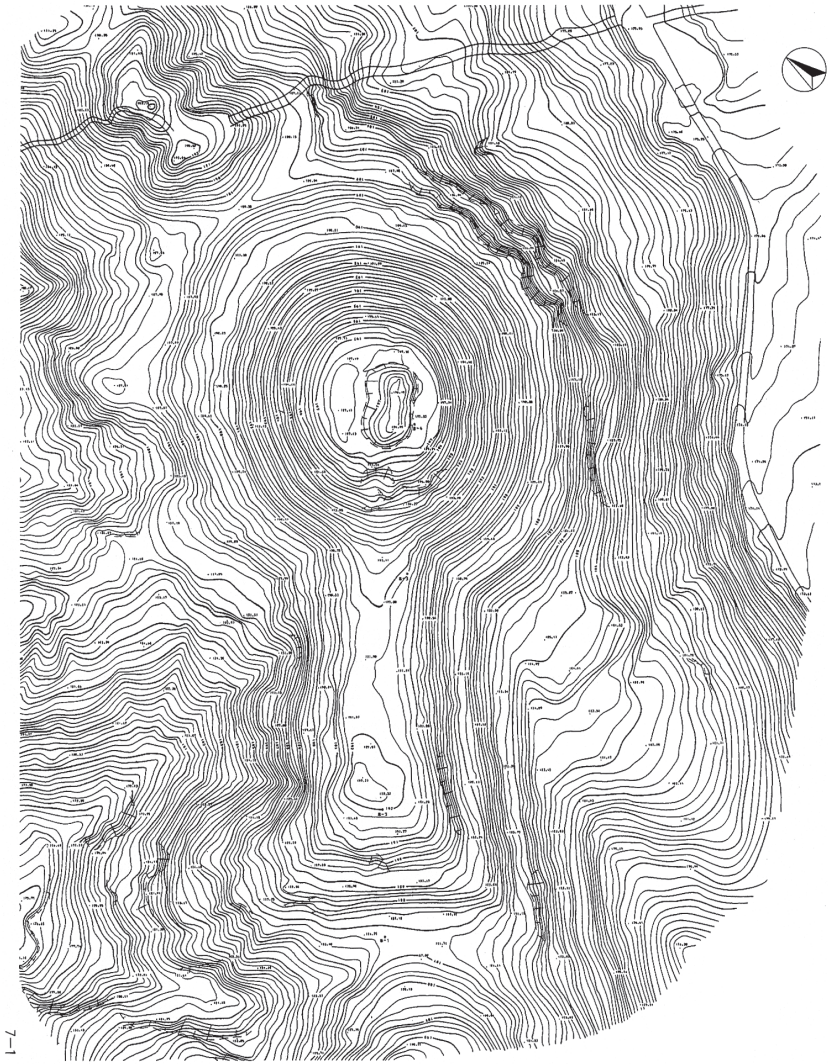


図 I 岩戸山古墳（森貞次郎『岩戸山古墳』より転載）



図Ⅱ 石山古墳地形測量図（『三重県史』資料編考古Ⅰより転載）

これらは、後代には王陵などでくびれ部に附設される「造り出し」と同様な役割を有する遺構とみてよいものである。残念ながら、これらの施設の全掘例はなく、一部のトレンチによる確認調査のみで、全貌はよくわかっていないが、土製の小型模造品など祭祀関係の遺物が検出されている。

こうした方形区劃と岩戸山古墳の別区との大きなちがいは、墳丘と別区との間に周溝があるかないかだが（ただし、丘陵上に立地する古墳は、平地〈台地〉の古墳とは異なり周溝は設置できない）、別区も「造り出し」の範疇に入れてよいものかも知れない。

岩戸山古墳の石像群（後述参照）は、通常の古墳祭祀における埴輪に相当するものだというのが（同時代の今城塚古墳の形象埴輪群を起想されたい）考古学者の共通した理解だが（それは、豊富な石材に恵まれた北部九州の環境によるのが大きい）、だとすれば、岩戸山古墳の別区も、古墳祭祀の場ととらえるのが妥当なように思われる。

岩戸山古墳の内部は未発掘であるが、墳丘や別区からは、多数の埴輪とともに石製品が出土しており、墳丘に並べられた石製品は、風土記に「石人石盾各六十枚。交陣成行。周_二匝四面_一」とあるものに相当し、また、別区にあるものは、おなじく逸文が「其中有_二石人_一。縦容立_レ地。号曰_二解部_一。前有_二一人_一。裸形伏_レ地。号曰_二儉人_一。生為儉猪。仍擬決罪。側有_二石猪四頭_一。号曰_二臧物_一。臧物。盗物也。彼処亦有_二石馬三疋_一。石殿三間。石蔵二間」とするものにあたりと考えられている。

風土記によれば、別区の石製品のうち、石人や石猪は、猪を盗んだものを裁く裁判の光景をあらわした示したものであるという。ここにいう「猪」は、豚のことで、豚が飼育されていたことは、『播磨国風土記』賀毛郡猪養野条に「此処を賜はりて、猪を放ち飼ひき。故、猪養野といふ」とみえるなど例が多く、家畜であり財産であったことが知られる。ただし、これが造営当初から「臧物」と認識されていたのかについては、あらためて考えたい。

なお、石殿・石蔵については、磐井の住む建物（石殿三間とは主殿とコの字形に配された東西の脇殿、石蔵二間は正殿背後の倉庫とみることができるという）を示しているとする考えがある（『大系日本の歴史② 古墳の時代』〈小学館、初版は昭和六十三年一月、のち小学館ライブ

ラリーとして平成四年八月、引用はこれによる（三四四頁）。

岩戸山古墳その後　ところで、岩戸山古墳が当時としては傑出した規模を誇っていたことはさきにもふれたとおりだが、この岩戸山古墳をふくむ八女古墳群（吉田小群）では、岩戸山古墳以降も、六世紀末ごろまで乗場古墳や鶴見山古墳が築造されている。とくに、乗場古墳は、前述のとおり、葛子の墓に比定されている。これら後続の古墳は、岩戸山古墳にくらべるといずれも小規模であり、それを根拠に、磐井の叛乱ののち、筑紫君一族の勢力が衰退したとする考えもある。

しかし、こうした考えはあたらない。なぜなら、後期古墳における規模の縮小は全国的な傾向だからである（森浩二「継体大王の古墳と磐井戦争」猪熊兼勝他著『大王陵と古代豪族の謎』（学生社、平成四年十二月）所収、五五～五六頁）。周知のように、後期古墳は小規模化の傾向にある（ただし、関東地方は除く）。地方の大首長（のちの国司相当）墳墓は、四〇～五〇が通例で、記紀にその名が残るほどの雄族では、六世紀半ばまでおおよそ八〇以上の規模の前方後円墳と築いている。七〇以上の規模の乗場古墳や八七・五以上の規模の鶴見山古墳は、それらの古墳と比較してもなんら遜色はないのである。したがって、これら古墳の規模は筑紫一族の勢力の衰退とは無関係で、むしろ、乱の鎮圧後も、在地の政治集団としての勢力の衰退はなかったと考えるべきである。

ただ、磐井の乱の直後に、葛子による糟屋屯倉の献上があり、その後も安閑天皇紀五月九日条によれば、筑紫・豊国・火国に盛んに屯倉が設置されたというから、これらの記事のとおりだとすれば、ヤマト政権の九州支配は、ピンポイント的にはあるが、確実に滲透していったといえよう。

なお、これに関連して注目されるのは、九州地方の国造の場合、その多くは一般的な国造のカバネである「直」ではなく、「君」（のちに「公」）を名乗っていることである。「キミ」というカバネは、もともと地方の独立国の尊称より生じたも

のであろうから、「九州の国造は、大和朝廷に服属しながらも、旧来の在地の支配権が比較的温存され、ある程度の自立性を残していた」というみかたも可能である（井上辰雄「筑・豊・肥の豪族と大和朝廷」鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』³九州〈角川書店、昭和四十五年二月〉所収、一四九頁・鎌田氏前掲論文、六九〇頁）。この点も、磐井の叛乱後の筑紫君氏のありかたを考えるヒントになるかも知れない。

別区と裁判風景 ところで、この風土記逸文に関する研究は多いが、岡田精司「風土記の磐井関係記事について―史実と伝承の狭間―」（上田正昭編『神々の祭祀と伝承』〈同朋舎出版、平成五年六月〉所収）は、旧説にとらわれないすぐれた視点を示した論文である。

かい摘まんでいえば、氏は、この風土記逸文に対してはまったく史料批判が加えられず、そのまま史実として扱われてきた点に疑問を呈しておられる。すなわち、磐井の乱が六世紀前半の事件であるのに、風土記の記事は二百年後の奈良時代の書物に筆録された、後世の記述であることを力説されているのである。

岡田氏によれば、磐井の墓の別区に立つ石像群が、裁きの庭を示すという風土記の記述は、事実でも民間伝承でもなく、風土記編者が説明として案出した話であり、これをもって磐井の権力構造を説く吉田晶「古代国家の形成」（『岩波講座日本歴史』第二卷〈前掲〉所収）や山尾幸久「文献から見た磐井の乱」（前掲）は誤りであるという。

筆者も、風土記の描写はあくまで磐井の墓⁴岩戸山古墳をみた後世の人々の理解であって、これを磐井が実際におこなった裁判の様子と断定することは不可能だと思う。この点については、岡田氏の主張に賛意を表す。それゆえ、これを磐井の政治権力を示すものとして、彼がその首長権を「地域的な国家形成の方向に再編しようとする志向性をもっていた」などという吉田晶氏の推論は、岡田氏の批判のとおり、あたらないといえよう。

もつとも、岡田氏が、「衙頭の石人石馬を裁判の光景とするのは、風土記編者が説明として案出した『話』」であるとか

(二七八頁)、「風土記の編者の筆先から生まれたものと理解すべきであろう」(二七四頁)とする説には同意できない。

岡田氏がのように考える理由は二つある。第一は、風土記のこの部分には「古老伝云」のような在地伝承であることを示すことを缺くという点である。しかしながら、現存する他の風土記(風土記逸文もふくむ)をみればわかるように、風土記の伝承は古老の言い伝えのみで構成されているわけではない。地の文のなかにも数多くの伝承がみえるのであって、「古老伝云」「古老曰」のスタイルを採用していないからといって、それが土地で採輯された話ではないとは断言できない。

第二に、「解部」のような律令用語が用いられているばかりでなく、地方民衆の知識の域を超えた上級の裁判形態が反映している、という点である。

たしかに、岡田氏も指摘しておられるように、この逸文はわずかな記事のなかに律令用語が頻出する。岡田氏の論文に洩れている点もふくめていうと、「墳高」「墓田」「解部」「贓物」「篤疾」がそれである。いったい九州地方の乙類風土記は、漢文による凝った修飾が顕著だが、学識のある役人の手にかかるものらしく、当時の法律用語とおぼしきものが多用されている。

まず、「墳高」「墓田」については、『唐令拾遺』の復原する唐喪葬令18に、「諸百官葬。墓田。一品方九十步。墳高一丈八尺。(後略)」とある(八三〇頁)。「墳高」や「墓田」は、養老喪葬令にはみえない用語であつて、ここから、本条の作者は、唐令にも通じた人物であつたことがわかる。餘談だが、風土記逸文の「上妻県。々南二里。有筑紫君磐井之墓墳高七丈」という箇所は、秋本吉郎校注日本古典文学大系2『風土記』(岩波書店、昭和三十三年四月)などでは「上妻の県。県の南二里に筑紫君磐井の墓墳有り。高さ七丈」云々と読み下されていたが、これは、「筑紫君磐井の墓有り。墳高七丈」と解するのが正しい(森氏前掲書、三八四～三八五頁)。

つぎに、「解部」だが、これは治部省と刑部省に所属し、裁判において事実審理を担当する官人のことで、養老職員令

の治部省条と刑部省条にその名がみえている（この場合は刑部省解部をいうのである）。ただし、近年、嵐義人「筑後国風土記逸文についての一考察」（『記紀・風土記論究』〈前掲〉所収）は、磐井墓条の役人の貌に該当するのは、むしろ刑部省被管の囚獄司に属する「物部」であろうとして、「解部」は「物部」の誤記とみておられる。両者の職掌の比較から考えると、そうしたみかたも成り立つであろう。しかし、職員令の職務規定にさして明るくもないであろう、現地の人々の間では「解部」として伝えられていた可能性も皆無とはいえず、令条文を厳密に当て嵌めて「物部」の誤記とみるのが妥当かどうかは、疑問が残る。

なお、「賊物」も「解部」とおなじで、養老関市令、官私交関条に「凡官与私交関。以物為価者。准中估価。即懸評賊物者。亦如之」とある。植垣節也校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』（小学館、平成九年十月）では、これを前田本の『釈日本紀』によって「賊物」としているが、ここは新訂増補国史大系本の校異（二七四頁）にしたがって「賊物」と改めたほうがよいと思う。

最後の「篤疾」も律令用語の一つで、養老戸令、目盲条に「（前略）二支廢。兩目盲。如此之類。皆為篤疾」とあり、残疾よりも重度、癡疾よりは軽度の障碍を指すことばである。前掲の新日本古典文学全集の『風土記』では「篤き疾」と読み下しているが、ここは「篤疾」と音読して一つの漢語に解釈するのがよからう。

このように、この風土記逸文の文章では、至るところに日唐の律令にかかわりの深い漢語が用いられており、文章化の際にこうした用語によって潤色を施していることは明白である。しかし、だからといって、そこにのべられている内容までもが、編者の筆先から生じたものと断定してよいだろうか。筆者は、この点を疑問に思う。むしろ、現地で採訪した話があり、これを風土記編者が文章に整える際に、適宜潤色したと考えるほうが実情に合っていると思う。

げんに、岡田氏が古老の伝えた伝説とみなしている後半部分にも「篤疾」という律令用語がみえるのだから、古老の発

言でさえ、編者が文章化にあたってアレンジしていることは動かしがたい。そうなると、漢語による潤色の有無によって、編者の造作か在地の伝承かを決めることはできないのである。

ちなみにいうと、岡田氏は、『筑後国風土記』逸文の別区の説明に「地方民衆の知識の域を超えた上級の裁判形態が反映している」といわれるが、これもはたしてそのとおりであろうか。氏が「上級」と判断するのは、この記事に「律令時代の中央における裁判・刑罰の反映が認められる」からであろう。たしかに、「解部」は治部省・刑部省のそれと名称は一致しており、編者の潤色と考えられるが、名称が律令制であることと、実際にそうした役割の人がいたことは、別問題である。

だとすると、結局のところ、風土記に登場するのは、訴訟の審理にあたる解剖的な人物、被疑者、そして犯行の証拠品という、きわめて素朴な裁判の光景である。これが、養老公式令にみえる訴訟手続や同獄令に規定される三覆奏のような複雑な手続きが反映しているというなら話はべつだが、『筑後国風土記』の描写は、用語の厳^{いかめ}しさとは裏腹に、むしろ素朴な裁判の様子でしかない。ゆえに、これを「上級の裁判形態」というのは無理があるといわざるをえない。

別区の石像群が、本来、なにをあらわそうとしていたのかは不明であり、破損や紛失の甚だしい現状からそれをうかがうことはむづかしい。しかし、風土記が編纂された時代に、石像群に対して風土記が載せるような解釈が存したこと、そして、風土記編纂のために現地を訪れた役人がそれを聞き取って記録に留めたことは事実として認めてよいのではあるまいか。それゆえ、筆者は、これを風土記編者が石像群についての説明として案出したものだとする、岡田氏の所説にはしたがうことができないのである。

『丹後国風土記』のケース あらためていうまでもないことだが、風土記は、和銅六年（七三三）の政府通達に対して、諸国が提出した文書（解）をいう。このときの通達については、『続日本紀』和銅六年（七三三）五月二日条に、

五月甲子。畿内七道諸国郡郷名着「好字」。其郡内所_レ生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録「色目」。及土地沃瘠。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載_二于史籍_一言上。

（読み下し文）

五月甲子。畿内と七道との諸国の郡・郷の名は好き字を着けしむ。その郡の内に生れる。銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。

とあって、①全国の地名に好い字をつけよ、②郡内の物産を筆録せよ、③土地の肥沃の状態、④山川原野の名称の由来、⑤古老が代々伝える旧聞異事、という五点について、史籍に記載して報告せよ、というものである（通達の文意については、増尾伸一郎「風土記編纂の史的意義」植垣節也・橋本雅之編『風土記を学ぶ人のために』へ社会思想社、平成十三年八月）所収）六〇（一六五頁の解釈したがう）。したがって、この通達を読む限りでは、中央政府は、在地の伝承に対して採訪者である役人のコメントや解釈を求めているのではないことがわかる。

この点については、かつて『丹後国風土記』逸文の「水江の浦の嶼子」を伊預部馬養連のフィクションであるとする、三浦佑之氏の所説に対する反論でも詳しく論じたことがある（拙稿『丹後国風土記』をめぐる三三の問題』『金石文と古代史料の研究』燃焼社、平成二十六年三月）所収）。旧稿の繰り返しになるが、その要点をここに摘出しておく。

三浦氏は、『丹後国風土記』の当該記事は伊預部馬養の「作品」そのままではないにしても、その文章や内容のほとんどが馬養の書いた作品と重なりとみつつ、逸文の検討から、「丹後国風土記の浦島子物語は、どのように考えてみても、土地に伝えられた神話・伝承だとみる痕跡のない、神仙思想に彩られた文章で書かれており、その内容や構造も共同体を基盤とした伝承とは異質のもの」と判断し、これを馬養の創作とされた（『浦島太郎の文学史―恋愛小説の発生』へ五柳書院、平成十一

氏の假説は、『丹後国風土記』所引の「水江の浦の嶼子」の丹念な検討から導かれたもので、一見説得力がある。たしかに、神仙思想や中国風の文体で染上げられた、この逸文だけを眺めていけば、三浦氏のような結論が導き出されても不思議ではない。

しかし、三浦氏は、肝心な点を見落としておられると思う。それは、右の「水江の浦の嶼子」の冒頭に「是旧宰伊預部馬養連所_レ記無_二相乖_一。故略陳_三所由之旨_一。」としるされる点である。この部分は、新日本古典全集本の『風土記』が「以下の話は前任の国司である伊預部馬養様が記している内容と矛盾するところはない。よってこの昔話の概略をここに記すこととする」（前掲書、四七四頁）と訳出しているが、これによれば、『丹後国風土記』編者は、馬養が記録した伝承が、ほんとうに与謝郡日置里で採輯された話であり、その内容にまちがいはないか、ウラをとっているのである。そして、それがいい加減でないことを確認したうえで、風土記に採録したのである。これは、編者が、和銅六年（七二三）に出た風土記撰進の通達を遵守した結果であり、当地の国司が職務に忠実であったことを示すことにほかならないが、当時の律令官人としては、むしろ当然のことであった。

馬養がかかる伝承を記録に留めた理由については深く詮索しないが、彼の記録が日置里における伝承をよく伝えたものであることは、ほかならぬ風土記編者が確認しているのであって、これを馬養の創作だと決めつけるのは、不見識もはなはだしい。

むしろ、伝承を文章化するにあたって、馬養が潤色を施した可能性は否定できない。しかし、だからといって、それが、この伝承は実際に日置里で採輯された説話ではないとする証拠にはならないのである。当時の地方官にとって、中央からの通達がどれだけの重みをもっていたかは、律令制の研究を手がけてみれば、容易に感得できるはずである。

以上は『丹後国風土記』の例だが、ことは『筑後国風土記』でもおなじである。そもそも、風土記は、律令政府が地方の情勢を把握するために提出を命じたものであって、その重要性は地方に赴任していた律令官人たちもじゅうぶん認識していたはずである。その要求に、山川原野の名称の由来や古老が代々伝える旧聞異事が謳われている以上は、その採訪を第一にしたはずである。とすれば、『筑後国風土記』の場合も、風土記編者が説明として案出した「話」とはいえないのである。

おわりに――ヤマト政権と磐井――

磐井の乱はなぜ起きたか　ここまで、磐井の乱についてふれた複数の史料について検討を加えてきた。『日本書紀』は詳細だが、疑わしい点が少なくない。また、『古事記』の記述は信憑性が高いとはいえず、いかにも簡略である。『筑後国風土記』逸文は、磐井の墓にも言及する稀有の史料ではあるが、八世紀初頭の記録であることを考慮すると、やはり、そのまま乱の分析に利用するのは危険を伴う。

こうした制約のもとで、磐井の乱を考察するのは困難な作業だが、これまでの考察をもとに、乱を継体天皇朝前後のヤマト政権の動向のなかに位置づけ、もって小論のまとめにかえたい。

まず、磐井は、どうしてヤマト政権の掣肘を受けねばならなかったのだろうか。

この点については、『日本書紀』は「於_レ是筑紫国造磐井。陰謀_二叛逆_一。猶預_レ経_レ年。恐_二事難_レ成。恆伺_二間隙_一」（継体天皇紀二十一年六月条）と語るのみで、その謀反の理由は明記しない。いっぽう、『古事記』は「竺紫君石井。不_レ從_二天皇之命_一而。多_レ无_レ礼」（継体天皇紀）と、磐井に無礼な言動の存したことをしるすが、これまた具体的な記述を欠いている。『古事

記』にいう不遜なふるまいが『筑後国風土記』の「生平之時。預造^二此墓^一。」を指すのではないかという臆測はさきにもべたが、これも風土記の伝承が信頼できての話である。

磐井が、ヤマト政権ないしはその支配に対して、なんらかの不满を抱いていたことはたしかであろう。そして、それが継体天皇朝に顕在化したのであろう。地域的政治集団の首長として服従しがたい要求が、ヤマト政権の側から出されたのかも知れない。

磐井の抱えていた不满については、当時、ヤマト政権の朝鮮出兵における前線の兵站基地として厳しい負担を強いたことに対する反抗というみかたもあるが（藤間生大『日本民族の形成』〈岩波書店、昭和二十六年十一月〉二〇〇―二二二頁、ほか）、これも想像の域を出ない。また、継体天皇が中央の有力豪族と結んで中央権力の強化を推進する道をえらんだことに対する、地方豪族からの反撃ととらえるみかたもある（長山氏前掲論文、八一頁）。

継体天皇政権が、中央の諸氏族との妥協の上に成立したことは事実だろう。しかし、後述のような、継体天皇の勢力基盤を考えると、かならずしも地方豪族を蔑ろにしていたとも思えないので、はたして、磐井の叛乱の原因が継体天皇の「方針転換」に対する不満であったかは、決め手を缺く。

『日本書紀』の記述では、新羅が賄賂を贈って毛野の軍を防遏するよう仕向けたとあり、いわば磐井を焚きつけたという書きぶりであった。加耶地方との交渉をうかがわせる朝鮮半島製の垂飾附耳飾が、六世紀前半の九州北中部の古墳から出土している事実や、久留米市の権現山古墳から出土した新羅土器などをみても（六世紀前半か）、この地方が新羅と交渉をもっていたことは事実である（柳沢氏前掲書、八四頁）。むしろ、こうした遺物が『日本書紀』の記述の正しさを裏づける直接の証左とはならないが、一般的な背景として、ヤマト政権の朝鮮半島出兵があったとする考えは頭から否定はできない（鎌田氏前掲論文、九一頁）。

いずれにしても、この叛乱は、継体天皇が物部鹿鹿火軍を派遣したことによって鎮圧される。鹿鹿火が苦戦したことは『日本書紀』編者の脚色かも知れないが、最終的に磐井は殺害され、子の葛子が糟屋屯倉を献上することでいちおうの決着をみる。ただ、前述のように、これで磐井の率いる政治集団が潰えたわけではなく、岩戸山古墳以後の八女古墳群の消長からは、叛乱後も、筑紫君の、在地の政治集団としての勢力の衰退はなかったと考えられる。そうになると、この叛乱も、筑紫君の政治集団に対する弾圧というよりも、むしろ、ヤマト政権を侮る磐井個人に対する「制裁」だったという印象が強い。

継体天皇朝のヤマト政権 ところで、五世紀後半の雄略天皇朝以降は、吉備や筑紫で大規模な叛乱が蜂起している。ヤマト政権は、それらの鎮圧に成功したわけだから、その意味では、叛乱の平定を梃子に、地方の政治集団に対する影響力を強めていったと評価できる。しかしながら、べつな観点からすれば、こうした叛乱が勃発する背景には、ヤマト政権の機軸である大和の政治集団の弱体化があったといえる。

周知のように、五世紀のなかごろから六世紀前半にかけては、皇室内部で皇位継承をめぐる骨肉の争いが、絶え間なくつづいた時代であった。仁徳天皇ののち、履中・反正・允恭という同母の皇子があいついで即位してからは、兄弟による皇位継承が定着する。しかし、これが、皇位をめぐる争いに拍車をかける原因となつた。履中天皇は、即位前に同母弟の住吉仲皇子を殺害しているし、允恭天皇も同母兄の木梨軽皇子を自害に追い込んでいる。しかし、もつとも残酷なふるまいをしたのは、雄略天皇である。

安康天皇は、根使主の讒言を信じて伯父の大草香皇子を殺したために、みずからも大草香皇子の子眉輪王に殺害された。大泊瀬皇子（のちの雄略天皇）は、この報に接し、驚愕すると同時に、兄たちを疑う。そして、まず同母兄の八鈞白彦皇子を殺害し、同母兄の境合黒彦皇子と従兄弟の眉輪王にもその矛先を向ける。二人は、相談して葛城円大臣の家に逃げ

込んだが、大泊瀬皇子は、兵を起こして円大臣の家を囲む。円大臣は、娘の韓愛と葛城七ヶ所を献上して許しを乞うが、皇子は彼らを焼き殺してしまう。大泊瀬皇子の残虐ぶりは、その後も止まるところを知らず、ひきつづき安康天皇が市辺押磐皇子を皇位継承者に予定していたことを恨み、皇子を騙して狩りに誘い出して殺害する。そして、同じ月に、皇子の同母弟の御馬皇子も殺害している。

こうして兄弟の排斥に成功した大泊瀬皇子は、泊瀬の朝倉において即位を果たすが、こうした血で血を洗う抗争は、結果的に、大和の政治集団の弱体化を招き、最後は皇位継承者にもこと欠くありさまであった。『日本書紀』によれば、雄略天皇の子の清寧天皇には皇子がなく、殺された市辺押磐皇子の子で、播磨国に身を隠していた億計王（顕宗天皇）・弘計王（仁賢天皇）の兄弟が発見されて、いったんは皇位断絶の危機を逃れた。しかし、仁賢天皇の子の武烈天皇にも皇子がなく、ついに仁徳天皇の皇統は杜絶えてしまう。武烈天皇はこの皇統の、最後の天皇となったのである。

『日本書紀』は、この武烈天皇を悪逆無道の暴君として描くが、こうした描写がどこまで真実かはきわめて疑わしい。中国では、夏の桀王・殷の紂王といった不徳の帝王があらわれ、国を滅ぼし、王統もそこで杜絶えるという考えがはやくからあった。『日本書紀』編者が武烈天皇を悪く描いているのも、こうした中国の革命思想の影響である。武烈天皇紀の暴虐行為が、多く中国の典籍からの引き写しであることは、それを裏付けていよう。

周知のように、『日本書紀』は、天武天皇十年（六八二）に勅命によって編纂が開始され、持統・文武・元明天皇三朝を経て、元正天皇朝の養老四年（七二〇）に完成したが、編纂に関与した歴代天皇は、すべて継体天皇を直接の始祖とする皇統に属する。彼らは、断絶した皇統の最後に出た武烈天皇をことさら悪者に仕立てることで、つぎに登極した継体天皇を際立たせようとしたのであろう。しかし、みかたをかえると、こうした記述も、当時、ヤマト政権が危殆に瀕していたことを、編者自身が強く認識していたことを物語っている。

ところで、こうした皇統の断絶のあとを受けて皇位についたのが、男大迹王（継体天皇）であった。

『日本書紀』の伝えるところによれば、当初は、大伴金村の発議によって、丹波国の桑田郡にいた仲哀天皇五世孫の倭彦王を迎えようとしたという。しかし、王は迎えにきた兵を望見して色を失い、山壑に逃亡してしまふ。

金村らは、ふたたび協議して、こんどは越前国にいる応神天皇の五世孫男大迹王（継体天皇）を迎え、天緒を伝えることにした。王は、なかなか承知しなかったが、やがて河内馬飼首荒籠の助言によって承諾し、樟葉宮で即位する。

しかし、その後もただちに大和に入らず、山背の筒城、弟国と宮処を転々とし、即位後、じつに二十年（七年という異説もある）ののち、ようやく磐余王穗宮で政治をおこなった。継体天皇がなかなか大和入りを果たせなかったのは、大和や河内の豪族のなかに、天皇の存在を快く思わない一派があったからであろう。天皇が名実ともに「大王」として認められるのは、前王統の血を引く仁賢天皇皇女の手白香皇女との婚姻が成立してからのことである。

ただ、ヤマト政権のほんとうのねらいは、仲哀天皇五世孫・五世孫男といった血統よりも、倭彦王や大迹王がもっていた政治力や経済的基盤にあったと考えられる。

さきにもふれたように、大迹王に先だち、丹波国桑田郡を本拠地としていた倭彦王が擁立された。こちらにも、仲哀天皇の五世孫というから、血筋のうえでは、傍系である。しかし、京都府亀岡市にある千歳車塚古墳（墳丘長が約八〇メートル、三段築成、五世紀末から六世紀前半）の存在からも知られるように、当時、桑田郡には巨大な政治集団が存在していた。じつは、ヤマト政権は、この勢力を取り込むことによって、その権力基盤の強化をもくろんでいたのである（拙稿「継体天皇即位前紀にみえる倭彦王について」横田健一先生来寿記念会編『日本書紀研究』第二十六冊〈塙書房、平成十七年十月〉所収、のち『記紀と古代史料の研究』〈国書刊行会、平成二十年二月〉所収）。

あいにく倭彦王との交渉は不首尾に終わり（倭彦王が逃亡したことになるのは、ヤマト政権側が、みずからの威厳を守るために、都

合よく話を改変した結果であろう)、次善の策として大迹王に白羽の矢が立ったわけだが、ここでも、大迹王が越前・近江・尾張といった広い範囲に勢力を有していたことが決め手になったと思われる。さらに、大迹王は、山城南部から河内北部・摂津にかけて地域の勢力とも結んでいたから、血統では傍流でも、その勢力は強大であったと考えられる。

たしかに、継体天皇即位直前までのヤマト政権は、危機的状况であった。しかも、前述のように、即位後も二十年間(あるいは七年)大和入りを果たせなかったというから、その後も政権の基盤は盤石ではなかったであろう。『古事記』がしるす「不^レ從^二天皇之命^一而。多^レ无^レ礼」という磐井の無礼なるまいも、こうしたヤマト政権の衰微と無関係だとは思えない。ヤマト政権の弱体化や内紛を熟知していた磐井が、ヤマト政権を侮る態度に出たこととしても不思議ではないのである。

しかし、結局は、ヤマト政権が磐井を押さえ込んだ。これは、強固な権力基盤をもつ継体天皇を迎え、さらにはその大和入りも実現したことで息を吹き返したからであろう。塚口氏は、手強い磐井の軍を鎮圧できたのは偶然ではなく、天皇の擁立に成功し、権力基盤を再編・強化しえたことのあらわれだといわれるが(塚口義信「継体天皇―謎につつまれた即位事情を探る」『AERA MOOK 82 古代史がわかる』(朝日新聞社、平成十四年八月)所収)二二五頁、筆者もそのとおりだと思う。

天皇が磐余王穗宮に落ち着くのに二十年を要したとすると、磐井の乱はそのわずか一年後のことである。むしろ、この年紀に疑問が残ることはさききのべたとおりだが、『日本書紀』の記事の排列からすると、磐井の乱が天皇の大和入りあとだということは認めてよいように思う。政権が安定した継体天皇の側からすれば、叛乱の鎮圧はそれほどむづかしいことではなかったであろう。

水谷氏は、記紀に磐井の蜂起を伝える記事がないことから、さきに武力攻撃を仕掛けたのはヤマト政権の側だったのではないかと推測しておられる(水谷氏前掲論文、二四一・二四三頁)。征討の原因を作ったのは磐井の側だったと察せられるか

ら、どちらが先に手を出したかは、この際あまり関係はない。しかし、大和入りによっていよいよ体制を整えた継体天皇のほうから、積極的に磐井排除に乗り出したというのが、この真相ではないかと思う。なお、この点については、最後にもう一度ふれたい。

いずれにしても、磐井を殺害したことで、実力のちがいをまざまざと見せつけたヤマト政権は、以後地方支配を強化していく。安閑天皇紀にみえる屯倉の増設や、国造の任命などは、そうした事情を雄辯に物語っている。とくに、安閑天皇朝に設置されたという二十六の屯倉のなかには、磐井の勢力圏であった筑紫・豊・火の三国に点在する八つの屯倉がふくまれていることは、磐井誅滅が地方支配を確立していくうえで大きなエポックであったことを如実に示している（ただし、屯倉の設置が『日本書紀』の記述のとおり、ことごとく安閑天皇朝のことであったかはなお検討の餘地があるが、安閑天皇朝が屯倉の拡大を象徴する時期であったことは認めてよいと思う）。

さきに継体天皇記が磐井の乱を掲げていることの特異性にふれたが、そのおりに書いたとおり、筆者は、これが治世中の重要事項の一つとして記録に留められたのではないかと思う。それは、ヤマト政権を震撼させた深刻な内乱というよりは、むしろ、磐井の殺害を契機に、ヤマト政権がさらなる飛躍の時代に入る劃期となる出来事と認識されていたことが、『古事記』に採択された大きな理由ではなかったかと推測するのである。

今後の課題 以上、磐井の乱についていくつかの問題に焦点をあてて検討を加えてきた。論が拡散し、散漫になったことをお詫びしたい。小論でのべたことをかんとんに整理すると、おおよそつぎのとおりである。

- ① 乱の発端を、磐井が近江毛野軍の渡海を阻んだことにあるとする『日本書紀』の説明は信憑性に乏しい。
- ② 近江毛野の任那派兵にまったくふれていない『古事記』の記述のごときものが、事実の伝承に近いものであったと考えられる。したがって、乱の勃発年も不明である。

③磐井討伐の原因が、彼のヤマト政権に対する不服従にあったことは間違いないとしても、具体的にはなにがきっかけで、ヤマト政権が磐井征討に乗り出したのかは不明とするほかない。ただし、磐井の「无礼」「不假皇風」は、当時弱体化の一途を辿っていたヤマト政権への侮りに起因する可能性が大きい。

④北部九州で強大な勢力を誇った磐井が敗れたのは、畿内とその周辺に強固なネットワークと勢力基盤を有した継体天皇の擁立に成功したことによるところが大きい。

⑤風土記の伝える伝承も、八世紀初頭に採訪されたものであることを考慮すると、磐井の乱の実相を記録したものとはいえない。ただし、伝承自体は、現地において採訪されたものであり、断じて風土記編者の創作ではない。

⑥乱の直接の原因などによくわからない点はあるものの、乱後にヤマト政権の地方支配が滲透していくことは確実で、その意味で、磐井の乱は大きな事件であったと評価できる。

磐井の乱は、古代国家の成立過程における分水嶺であるとの位置づけを得て、戦後脚光を浴びた事件であったが、あらためて検討すると、議論の根本となる史料は、思いのほか乏しいことがわかる。

ただ、わずかな史料からではあるが、ヤマト政権の求心力が衰えた時期に、中央に対して反抗的な態度で臨む筑紫政権の首長の磐井が、体勢の立て直しに成功した継体天皇によって掣肘されたことは、事実として認めてよいであろう。中央集権的国家の形成を目指すヤマト政権が各地の地域政権と衝突し、それを超克していかねばならないことは、避けて通ることのできない課題であって、磐井の乱はそうした時代の潮流のなかに位置づけることができると思う（鎌田氏前掲論文、九二頁参照）。まさに「大和入りによっていよいよ体制を整えた継体天皇のほうから、積極的に磐井排除に乗り出したというのが、ことの真相ではないか」と書いたが、この場合、むしろそれが当然のなりゆきではあるまいか。その意味で、この事件を磐井の「叛乱」ととらえたのではことの真相はみえてこないかも知れない。

もつとも、『日本書紀』や『筑後国風土記』逸文が乱の経過を示す史料としてはそれほど信がおけないとすると、乱の具体的なプロセスを究明することはむづかしい。それゆえ、これまでの研究はやや臆測に流れ過ぎた嫌いがある。われわれに需められるのは、原点に立ち返り、虚心に關聯史料を読み返すとともに、継体天皇朝におけるヤマト政権の動向のなかでこの叛乱を的確に評価することであろう。小論がそうした再検討の捨て石となれば幸いである。

〔附記Ⅰ〕

文中、岩戸山古墳の記述をはじめ、古墳全般については中司照世先生のご教示を得た。先生のご厚意にはあつく感謝申し上げる次第である。

なお、小論の前半については、「磐井の乱とその史料」と題して、『つどい』三三一号（豊中歴史同好会、平成二十七年八月一日刊）に『日本書紀』『古事記』に関する部分のみを発表した。発行部数も限られた会報ゆえ、目にふれる機会も少ないかと思ひ、小論では『つどい』掲載の部分もあわせた全文を掲載した。ご諒解を乞う次第である。

〔附記Ⅱ〕

校了寸前の一月末に、篠川賢先生より『継体天皇』（吉川弘文館、平成二十八年一月）を頂戴した。同書では、継体天皇朝の重要事件としてこの磐井の乱も詳しく取り上げられており、多くの教示を得たが、残念ながら小論には取り込むことができなかった。篠川先生はじめ、諸氏のご海容を乞う次第である。

A Reconsideration of the Historical Materials about the Rebellion of Iwai,
The Head of a Powerful family in Northern Kyushu

Yoshiyuki Ibaraki

Abstract

Tsukushi-no-Kimi was powerful family in the northern Kyushu, and it is said that the head of the clan, a man by the name of Iwai, rebelled against the Yamato court in the first half of the 6th century. This rebellion was recorded in various historical records such as the *Kojiki*, *Nihonshoki*, *Chikugo fudoki*. Among these records, the most reliable book is the *Kojiki*. The description written in this book is factual, while that of the *Nihonshoki* is often embellished by its writer. When we study the historical events, we must use this record very carefully.

The *Chikugo fudoki* was a gazetteer compiled in the first half of the 8th century, about 200 years after Iwai's rebellion. Although local officers gathered folklove and old tales eagerly, these were not factual. Therefore, we must treat this gazetteer carefully.

Keywords: Iwai lord of Tsukushi, *Kojiki*, *Nihonshoki*, *Chikugo fudoki*, Iwatoyama Tomb